

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 11 月 1 日 至 令和 6 年 10 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 双葉会 清水産婦人科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県草津市野村三丁目 18 番 5 号
- (3) 設立認可年月日 平成 4 年 3 月 18 日
- (4) 設立登記年月日 平成 4 年 6 月 1 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	清水産婦人科	2510602366	滋賀県草津市野村三丁目 18 番 5 号	一般 病 床 13 床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 5 年 12 月 28 日 令和 4 年度決算報告の承認
- 令和 6 年 10 月 31 日 役員報酬額の改定
- 令和 6 年 10 月 31 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定
- 令和 6 年 10 月 31 日 令和 6 年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 双葉会 清水産婦人科

※医療法人整理番号

7 | 1

所在地 滋賀県草津市野村三丁目 18 番 5 号

財 产 目 錄

(令和 6 年 10 月 31 日現在)

1. 資 产 額	875, 450	千円
2. 負 債 額	173, 831	千円
3. 純資産額	701, 619	千円

(内 訳)

(単位 : 千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 产	335, 251
B 固 定 資 产	540, 199
C 資 产 合 計 (A+B)	875, 450
D 負 債 合 計	173, 831
E 純 資 产 (C-D)	701, 619

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人 双葉会 清水産婦人科

※医療法人整理番号

7 | 1

所在地 滋賀県草津市野村三丁目 18 番 5 号

貸 借 対 照 表

令和6年10月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【 流 動 資 産 】	【 335,251]	【 流 動 負 債 】	【 42,481]
【 固 定 資 産 】	【 540,199]	【 固 定 負 債 】	【 131,350]
(有形固定資産)	(353,330)		
(無形固定資産)	(6,663)	負 債 の 部 合 計	173,831
(その他の資産)	(180,207)	純 資 産 の 部	
		(出 資 金)	(20,000)
		(積 立 金)	(681,619)
		純資産の部合計	701,619
資 産 の 部 合 計	875,450	負債及び純資産の部合計	875,450

様式4-2

法人名 医療法人 双葉会 清水産婦人科

※医療法人整理番号

7 1

所在地 滋賀県草津市野村三丁目18番5号

損 益 計 算 書

自 令和5年11月1日
至 令和6年10月31日

科 目	金 額
	千円
【事 業 収 益】	988,155
【事 業 費 用】	897,354
事 業 利 益	(90,801)
【事 業 外 収 益】	8,233
【事 業 外 費 用】	8,846
經 常 利 益	(90,188)
【特 別 利 益】	42,056
【特 別 損 失】	445
税引前当期純利益	(131,798)
法 人 税 等	32,106
当 期 純 利 益	(99,692)

様式5

監事監査報告書

医療法人 双葉会 清水産婦人科

理事長 清水 良彦 殿

私は、医療法人 双葉会 清水産婦人科の令和5年会計年度（令和5年11月1日から令和6年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年12月27日

医療法人 双葉会 清水産婦人科

監事 田中 勝比呂

様式 6

法人名 医療法人 双葉会 清水産婦人科
 所在地 滋賀県草津市野村三丁目18番5号

※医療法人整理番号 1 7 1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
該当取引なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
当該取引なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)